

令和6年度

事業計画及び予算書

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、地域の社会福祉の中核的な事業者として、専門性や独自性がさらに発揮できるように引き続き取り組んでいきます。

堺市立こどもリハビリテーションセンターについて、令和 6 年度からの 5 期目 5 年間の指定管理者の指定を南北ともに受けることとなりました。令和 6 年 4 月施行の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、児童発達支援センターの類型（医療型と福祉型）の一元化、児童発達支援センターの中核機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能及び④地域の発達支援に関する入口としての相談機能）の強化を図り、また、センターにおける療育及び相談支援の実践を引き続き積み重ねることにより堺市における療育機能の中核拠点としての発展に努めるとともに、指定管理料を含めた財政面での堺市の方針を確認しながら、持続可能な療育システム、組織体制及び収支計画等について引き続き堺市と協議していきます。

また、堺市立健康福祉プラザについては、当事業団を代表構成員とし特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会、及び公益財団法人 フィットネス 21 事業団との 3 者による共同事業体として、第 3 期指定管理者の 3 年目を迎え、日々の業務の中で実績を積み重ねていきます。

いずれの施設でも、より多くの方々から愛される施設となるよう、職員が一丸となって一層の努力をしていきます。

次に、経営・会計という観点からは、各事業における ICT の活用、新型コロナウイルス感染症や災害等を想定した業務継続計画（BCP）の策定等、今後も堺市所管課等と協議・連携し、引き続き経営管理体制及び財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に努めていきます。

最後に、事業団として良質な支援サービスを常時確保できる体制の確保の観点から、専門職員の確保及び適正な人事管理を図り、職員の意識改革及び能力開発を促進します。また効果的な人材育成を推進することを目的として取り組んでいます、全常勤職員を対象とした人事評価制度については、令和 4 年度から 1 年単位での評価方法に変更したことを受け、その効果等を確認しながら引き続き実施していきます。

令和 5 年度までの成果を踏まえ、令和 6 年度以降も利用者の皆様の人権、人格を尊重し、利用者の声に耳を傾けたサービスの提供を心がけ、またこれまで蓄積した専門的技術やノウハウといった経営資源を活用して、社会情勢や多様化する利用者ニーズに対応した事業を実施するとともに職員ひとりひとりが常に改革マインドを持って更なる事業の充実を図り、堺市における障害児者支援の中核的な役割を担うべく鋭意努めてまいります。

I. 管理運営方針

堺市立北こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要な子どもと保護者に対しても専門的なアドバイスをを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のある子どもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の後方支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和6年度も引き続き新型コロナウイルス感染症も含めた感染拡大防止策の取り組みをはじめ、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たしていけるよう、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和6年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

1. 質の高い療育の維持

障害のある子どもに対して、「子どもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

2. 地域支援の強化

並行通園、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。

引き続き並行通園を実施し、利用者のニーズに応えます。また、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして学校との連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、相談支援員が順次、強度行動障害や医療的ケアに関する専門研修を受講し、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

土曜日に実施している自主事業について、運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。

引き続きつばみ園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会」等を開催します。関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

3. 情報の公開

事業団だよりの発行やホームページ等を使って情報の発信と公開を行います。特にホームページは、利用者や市民にとって分かりやすいものとなるよう内容の充実に取り組みます。関係機関向けにセンター見学会を実施する等、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

4. 危機管理

気候変動に伴う自然災害や南海トラフ地震などの大規模災害に備えた危機管理と事業継続の在り方について再検討を行い、非常時に備える体制の構築を図ります。

5. 安心、安全な療育の提供

引き続き新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

6. 各種委員会等の設置

(1) 虐待防止委員会

虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証及び再発防止策の検討等、虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置します。

(2) 感染症対策委員会

センターにおける感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会として、感染症対策委員会を設置します。

II. 目標設定

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用状況をふまえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービスの向上の取組」、「収支の実績」に関して下記の通りの目標を設定します。

1. 数値目標の設定

区分	項目	目標・水準
適正な管理運営の確保に関する目標	診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ 10,800 単位以上
	保育所等訪問支援事業の実施件数	年間延べ 250 件以上
	障害児相談支援の実施件数	年間延べ 1,080 件以上
利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケートにおける満足度	満足割合(5段階評価の内上位2位「よくあてはまる」「あてはまる」を選んだ人の割合) 90.1%以上
収支に関する目標	利用料金収入の総支出に占める割合	41%以上

2. 目標を達成するための取組み

(1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営にあたっては、適正に実施するとともに、堺市への連絡・報告・協議を適切に行います。毎月開催する市との定例会議において、毎月の施設管理・事業の状況、課題等を共有し、今後の対応や取組等について協議を行います。

(2) 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、サービスの維持・向上により安定した収入を確保します。効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図ります。利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

(3) 人材育成・職員の研修計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的な OJT を実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

①人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とするとともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

②研修計画

ア．基礎研修

研修名	開催時期	対象職員	研修内容
新任研修	4 月・11 月	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	10 月	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	5 月・10 月	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	10 月・1 月	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修 (ハラスメント研修)	11 月～1 月	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

イ．専門職研修

研修名	開催時期	対象職員	研修内容
職員全体研修	6 月・11 月	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	年間 2 回	全職員	事例を通じた支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	年間通して実施	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上
職種別派遣研修	年間通して実施	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加

3. 利用促進計画、サービス向上の方策

①地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園への連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域の子どもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

②情報の提供

事業団が実施する事業を広く周知し、障害理解を促進します。パンフレットや、事業団だよりの発行、ホームページの更新に加え、日々のフェイスブックを通じ、きめ細かな情報発信を行います。

適切な療育の提供を基本とし、家庭状況をふまえた保護者のニーズにも対応できるよう、ホームページ等を活用し、園で取り組んでいるあそび等の動画配信を行います。

③危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、随時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

4. モニタリング計画と管理業務への反映

利用者(保護者)評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者(保護者)との定例懇談会を行います。また、もず園だけでなくつばみ園の保護者も含めた保護者会(さくらの会)と市及び事業団との懇談会を実施します。職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図り、利用者、関係者からの信頼を得よう努めます。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また令和4年度に受審した第三者評価の結果を踏まえ、運営の検討を行います(次回令和7年度受審予定)。

5. 虐待防止への対応

虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の防止等のための責任者を配置します。

また委員会での検討結果を職員に周知徹底するとともに、職員への研修を実施します。

6. 苦情・要望等への対応

苦情・要望への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

Ⅲ. 業務の実施内容及びスケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

1. 児童発達支援センターの運営について

(1) 定 員

堺市立もず園 120名

(2) 療育について

身体障害、知的・発達障害等のある子ども、医療的ケアを要する子どもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、子どもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、子どもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

(3) 療育内容等について

児童発達支援センター もず園

- ①毎日通園クラスのほか、地域の認定こども園等に在籍する専門的な療育を必要とする子どもを対象とした並行通園クラス、その他ニーズや情勢に応じたクラスを設置します。
- ②個々の子どもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。
- ③個々の子どもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び等の保育に取り組みます。保育においては、子ども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせ実施します。
- ④個々の子どもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。
- ⑤並行通園クラスの子どもの対しては、療育を通して子どもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。
- ⑥子どもと保護者のニーズ、子どもの状況等を踏まえた児童発達支援計画を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。
- ⑦切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。
- ⑧園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・家庭訪問を年度始めと必要に応じて行います。

家族支援プログラム（予定）

・試食会・栄養学習会 ・ことばの発達について ・歯科教室 ・夏の感染症について ・発達障害の理解について ・5歳児向け「就学について」 ・「就園について」 ・福祉制度について	・先輩保護者の子育てから学ぶ ・こどもの感覚・運動について ・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室） ・サポートブック・あい・ふあいるについて ・卒退園後の支援について ・冬の感染症について ※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。
---	---

リハビリテーションについて

- ①理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要な子どもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、子どもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。子どもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場면을共有し相談・助言を行います。
- ②補装具の作成や、日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能なものは園で製作します。

給食について

- ①子どもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- ②口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害がある子どもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ③「経管栄養」への対策、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- ④つぼみ園とも共通の献立リストから、季節や子どもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供しています。多職種連携や自園調理の良さを加味し、より質の高い給食を提供できるようにしていきます。
- ⑤安全に給食等を提供するため、調理の際や厨房等の衛生管理を適切に行います。

送迎について

- ①子どもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- ②運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ③基準に基づき、子どもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- ④運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

利用者等の要望の把握について

- ①日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、定期的に懇談の場を設け、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。
- ②下記の取り組みを通じて利用者の理解や満足が得られる施設を目指します。
 - ・年1回は保護者会と懇談会を実施します。
 - ・園運営に対する利用者(保護者)評価を年1回実施します。
- ③ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し（令和2年12月より）、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにします。

専門性の向上について

- ①保護者のニーズに応え、子どもの発達、障害、疾病に見合った効果的な療育の提供が行える専門的で信頼される職員となるよう各種の研修を実施します。
- ②医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。
- ③テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

④事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

2. 診療所の運営について

(1) もず診療所は、保育・医療・リハビリテーションが一体となった運営が行われている児童発達支援センター内で重要な役割を担っており、運営の充実に努めます。理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理発達検査等を各専門スタッフが実施します。

(2) 診療科目は、小児科・整形外科・リハビリテーション科を実施しています。

診療時間は、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時 15 分です。

(土・日・祝休日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)

(3) 児童発達支援センターの利用児に対し、診察の中で子どもの正確な障害診断と、予後を見通した療育方針を示していきます。また、多職種の専門職員による生活指導、発達支援、家族支援を行います。

(4) 市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に、外来診察や外来リハビリテーションを実施します。

3. 地域支援に関する業務について

(1) 相談支援事業（障害児相談支援・基本相談支援・計画相談支援）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

また、基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力して子どもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

(3) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

①業務内容

ア. 通所による相談・指導

1) 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

2) グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

イ. 自宅訪問による相談・指導

在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

ウ. 関係機関への指導・助言

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、障害児の療育に関する必要な援助を行います。専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

エ. 虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。

②職員

保育士、児童指導員、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、心理士を配置し、支援内容に応じて対応します。

4. センター利用にかかる相談受付業務について

センター利用に係る窓口として「療育の窓おおぞら（以下「おおぞら」）」をつばみ園と合同で運営し、センター利用を希望する保護者については、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、おおぞら、つばみ園、市とともに利用調整事務を実施します。

（1）業務内容

- ① 児童発達支援センター利用希望者の相談
- ② 児童発達支援センター申し込み受付後の面談、その後市との協議にて作成した判定表・サポート加算（I）調査票の作成。利用調整会議までに判定表、調査票を市へ提出
- ③ 利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席
- ④ 児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、子ども園等障害児関係機関に配架する

（2）職員

相談員を配置

5. 自主事業について

（1）児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

① 土曜日クラブ

対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のある子どもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 5月～2月の原則第3土曜日の10時～11時半

実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、つばみ園と合同で保護者対象の学習会「学びの広場」を開催します。

「あそびの広場」「学びの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり実施します。

② にじいろクラブ

対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得の子ども、医療ケアのある子どもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 原則第3土曜日の10時～11時半（年4月程度実施）

実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。
専門スタッフ（保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等）が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

6. 施設の維持・管理について

施設の維持、管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

7. 各児童発達支援センター等の概要と取組み

（1）児童発達支援センター もず園（児童発達支援事業）

<年間行事予定>

4月4日	入園式	10月	運動会
4月	家庭訪問	12月	日曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月27日	冬季家庭療育期間
8月13日	夏季家庭療育期間	～1月3日	
～16日		3月21日	卒園・修了式
		3月26日～	春季家庭療育期間

知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスを7クラスと週1日登園クラスを6クラス運営します。

並行通園は発達障害児を主な対象とした週1日利用クラスと月2日利用クラスを運営します。

保育・療育・リハビリを通して子どもの豊かな発達を支援するとともに、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当等専門スタッフが連携を図りながら療育を行います。

	毎日クラス	並行クラス			その他のクラス	
年齢 対象児	2歳児～5歳児 7クラス （歩行可能な 知的障害児・ 医ケア児 6クラス	こども園・幼稚園等に在籍している児 3歳児～5歳児 2クラス	こども園・幼稚園等に在籍している児 3歳児～5歳児 5クラス	こども園・幼稚園等に在籍している 発達障害児 4歳児～5歳児 10クラス	2歳児～5歳児 知的・ 発達障害児 こども園・幼稚園等に在籍している	0歳児～5歳児 歩行が困難な 肢体不自由児等 こども園・幼稚園等に在籍している

	歩行が困難な 肢体不自由児 等 1 クラス)				児も対象 5 クラス	児も対象 1 クラス
契約児数	84 名	12 名	30 名	60 名	50 名	20 名
登園形態	単独通園 (親子通園も有)	親子通園	親子通園	親子通園	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・親子療育
登園日数	週 5 日	週 1 日(午前)	週 1 日(午後)	月 2 日程度	週 1 日	週 1 日
日課	10 : 00 順次登園 園庭あそび等 あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 水分補給 14 : 45 降園	9:30 登園 水分補給 設定保育 11:15 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 16:45 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 17:00 降園 2 クール制	9 : 30 登園 水分補給 設定保育 11 : 30 降園	9 : 10 登園 水分補給 設定保育 10 : 50 降園

(2) もず診療所

北こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

(3) 保育所等訪問支援事業

こども園、幼稚園、小学校等利用者ニーズに応じ、多様な職種（保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）で支援を行っていきます。

(4) 相談支援室 もず（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成します。また、事業団の専門性をいかし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

(5) 障害児等療育支援事業

①通所による相談・指導

<個別の相談・指導>

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を提供します。一定期間の継続的な支援が必要な障害児については、子どもの状況に応じて定期的な来所による支援を行います。

<グループによる相談・指導（にこにこ広場）>

0～3 歳児を対象に 10 時から 11 時で、1 日 1 クラスの教室を運営します。親子通所で、親子で一緒に遊ぶことを中心に、子どもの発達と保護者の子育てを支援します。また、0～18 歳を対象の保

護者に対し相談や療育内容やサービスについての説明を行います。

年齢・定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 6名程度、随時受付で複数回の利用可
療育日数	週5日
日 課	10：00 順次登所 自由あそび 設定保育 11：00 降所

②自宅訪問による相談・指導

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・指導を行います。

③関係機関への指導・助言

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

（6）センター利用にかかる相談受付業務

センター利用及び相談窓口として、つばみ園及びおおぞらと連携し下記のとおり各業務に取り組みます。

①児童発達支援センター利用希望者の相談・利用調整事務（市とともに実施）

児童発達支援センター（年度中）	随時
並行通園（当年度後期月2日クラス）	6月～8月
次年度利用 週5日クラス・週1日クラス	10月～12月
並行通園	12月～1月

②児童発達支援センターの療育内容等記載したチラシの作成、関係機関への配架

③診療所受診希望者の相談 随時

④もず診療所からの依頼による心理判定 随時

⑤①から④にかかる電話等による障害療育相談受付

（7）市民啓発研修の開催

障害児（者）への理解・啓発をめざし、つばみ園と合同で専門家を招いて研修会を行います。（2月頃）

開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

I. 管理運営方針

堺市立南こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要な子どもと保護者に対しても専門的なアドバイスをを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のある子どもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の後方支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和6年度も引き続き新型コロナウイルス感染症も含めた感染拡大防止策の取り組みをはじめ、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たしていけるよう、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和6年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

1. 質の高い療育の維持

障害のある子どもに対して、「子どもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

2. 地域支援の強化

並行通園、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。

引き続き並行通園を実施し、利用者のニーズに応えます。また、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして学校との連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、相談支援員が順次、強度行動障害や医療的ケアに関する専門研修を受講し、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

土曜日に実施している自主事業について、運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。

引き続きもず園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会」等を開催します。関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

3. 情報の公開

事業団だよりの発行やホームページ等を使って情報の発信と公開を行います。特にホームページは、利用者や市民にとって分かりやすいものとなるよう内容の充実に取り組みます。関係機関向けにセンター見学会を実施する等、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

4. 危機管理

気候変動に伴う自然災害や南海トラフ地震などの大規模災害に備えた危機管理と事業継続の在り方について再検討を行い、非常時に備える体制の構築を図ります。

5. 安心、安全な療育の提供

引き続き新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

6. 各種委員会等の設置

(1) 虐待防止委員会

虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証及び再発防止策の検討等、虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置します。

(2) 感染症対策委員会

センターにおける感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会として、感染症対策委員会を設置します。

II. 目標設定

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用状況をふまえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービスの向上の取組」、「収支の実績」に関して下記の通りの目標を設定します。

1. 数値目標の設定

区分	項目	目標・水準等
適正な管理運営の確保に関する目標	①診療所における機能訓練実施単位数 ②保育所等訪問支援事業の実施件数 ③障害児相談支援事業の実施件数	① 年間延べ 12,800 単位 ② 年間延べ 170 件 ③ 年間延べ 720 件
利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者評価アンケート ① センターの利用者	利用者の満足度(5段階評価の内上位2位「よくあてはまる」「あてはまる」を選んだ人の割合) ① 90.1%以上
収支に関する目標	① 利用料金収入の総支出に占める割合	① 40%

2. 目標を達成するための取組み

(1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営にあたっては、適正に実施するとともに、堺市への連絡・報告・協議を適切に行います。毎月開催する市との定例会議において、毎月の施設管理・事業の状況、課題等を共有し、今後の対応や取組等について協議を行います。

(2) 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、サービスの維持・向上により安定した収入を確保します。効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図ります。利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

(3) 人材育成・職員の研修計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的な OJT を実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

①人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とするとともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

②研修計画

ア．基礎研修

研修名	開催時期	対象職員	研修内容
新任研修	4 月・11 月	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	10 月	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	5 月・10 月	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	10 月・1 月	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修 (ハラスメント研修)	11 月～1 月	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

イ．専門職研修

研修名	開催時期	対象職員	研修内容
職員全体研修	6 月・11 月	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	年間 2 回	全職員	事例を通じた支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	年間通して実施	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上
職種別派遣研修	年間通して実施	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加

3. 利用促進計画、サービス向上の方策

①地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園への連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域の子どもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

②情報の提供

事業団が実施する事業を広く周知し、障害理解を促進します。パンフレットや、事業団だよりの発行、ホームページの更新に加え、日々のフェイスブックを通じ、きめ細かな情報発信を行います。

適切な療育の提供を基本とし、家庭状況をふまえた保護者のニーズにも対応できるよう、ホームページ等を活用し、園で取り組んでいるあそび等の動画配信を行います。

③危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、随時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

4. モニタリング計画と管理業務への反映

利用者(保護者)評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者(保護者)との定例懇談会を行います。また、つばみ園だけでなくもず園の保護者も含めた保護者会(さくらの会)と市及び事業団との懇談会を実施します。職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図り、利用者、関係者からの信頼を得よう努めます。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また令和5年度に受審した第三者評価の結果を踏まえ、運営の検討を行います(次回令和8年度受審予定)。

5. 虐待防止への対応

虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の防止等のための責任者を配置します。

また委員会での検討結果を職員に周知徹底するとともに、職員への研修を実施します。

6. 苦情・要望等への対応

苦情・要望への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

Ⅲ. 業務の実施内容及びスケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

1. 児童発達支援センターの運営について

(1) 定 員

堺市立つばみ園 80名

(2) 療育について

身体障害、知的・発達障害等のある子ども、医療的ケアを要する子どもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、子どもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、子どもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

(3) 療育内容等について

児童発達支援センター つばみ園

- ①毎日通園クラスのほか、地域の認定こども園等に在籍する専門的な療育を必要とする子どもを対象とした並行通園クラス、その他ニーズや情勢に応じたクラスを設置します。
- ②個々の子どもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。
- ③個々の子どもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び等の保育に取り組みます。保育においては、子ども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせ実施します。
- ④個々の子どもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。
- ⑤並行通園クラスの子どもの対しては、療育を通して子どもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。
- ⑥子どもと保護者のニーズ、子どもの状況等を踏まえた児童発達支援計画を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。
- ⑦切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。
- ⑧園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・家庭訪問を年度始めと必要に応じて行います。

家族支援プログラム（予定）

・試食会・栄養学習会 ・ことばの発達について ・歯科教室 ・夏の感染症について ・発達障害の理解について ・5歳児向け「就学について」 ・「就園について」 ・福祉制度について	・先輩保護者の子育てから学ぶ ・こどもの感覚・運動について ・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室） ・サポートブック・あい・ふあいるについて ・卒退園後の支援について ・冬の感染症について ※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。
---	---

リハビリテーションについて

- ①理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要な子どもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、子どもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。子どもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場면을共有し相談・助言を行います。
- ②補装具の作成や、日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能なものは園で製作します。

給食について

- ①子どもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- ②口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害がある子どもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ③「経管栄養」への対策、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- ④もず園とも共通の献立リストから、季節や子どもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供しています。多職種連携や自園調理の良さを加味し、より質の高い給食を提供できるようにしていきます。
- ⑤安全に給食等を提供するため、調理の際や厨房等の衛生管理を適切に行います。

送迎について

- ①子どもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- ②運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ③基準に基づき、子どもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- ④運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

利用者等の要望の把握について

- ①日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、定期的に懇談の場を設け、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。
- ②下記の取り組みを通じて利用者の理解や満足が得られる施設を目指します。
 - ・年1回は保護者会と懇談会を実施します。
 - ・園運営に対する利用者(保護者)評価を年1回実施します。
- ③ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し（令和2年12月より）、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにします。

専門性の向上について

- ①保護者のニーズに応え、子どもの発達、障害、疾病に見合った効果的な療育の提供が行える専門的で信頼される職員となるよう各種の研修を実施します。
- ②医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。
- ③テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

④事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

2. 診療所の運営について

(1) つばみ診療所は、保育・医療・リハビリテーションが一体となった運営が行われている児童発達支援センター内で重要な役割を担っており、運営の充実に努めます。理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理発達検査等を各専門スタッフが実施します。

(2) 診療科目は、小児科・整形外科・リハビリテーション科を実施しています。

診療時間は、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時 15 分です。

(土・日・祝休日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)

(3) 児童発達支援センターの利用児に対し、診察の中で子どもの正確な障害診断と、予後を見通した療育方針を示していきます。また、多職種の専門職員による生活指導、発達支援、家族支援を行います。

(4) 市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に、外来診察や外来リハビリテーションを実施します。

3. 地域支援に関する業務について

(1) 相談支援事業（障害児相談支援・基本相談支援・計画相談支援）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

また、基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力して子どもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

(3) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

①業務内容

ア. 通所による相談・指導

1) 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

2) グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

イ. 自宅訪問による相談・指導

在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

ウ. 関係機関への指導・助言

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、障害児の療育に関する必要な援助を行います。専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

エ. 虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。

②職員

保育士、児童指導員、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、心理士を配置し、支援内容に応じて対応します。

4. センター利用にかかる相談受付業務について

センター利用に係る窓口として「療育の窓おおぞら（以下「おおぞら」）」をもず園と合同で運営し、センター利用を希望する保護者については、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、おおぞら、もず園、市とともに利用調整事務を実施します。

（1）業務内容

- ① 児童発達支援センター利用希望者の相談
- ② 児童発達支援センター申し込み受付後の面談、その後市との協議にて作成した判定表・サポート加算（I）調査票の作成。利用調整会議までに判定表、調査票を市へ提出
- ③ 利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席
- ④ 児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、子ども園等障害児関係機関に配架する

（2）職員

相談員を配置

5. 自主事業について

（1）児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

① 土曜日クラブ

対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のある子どもとその保護者

実施場所 南こどもリハビリテーションセンター

実施日時 5月～2月の原則第3土曜日の10時～11時半

実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、もず園と合同で保護者対象の学習会「学びの広場」を開催します。

「あそびの広場」「学びの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり実施します。

② にじいろクラブ

対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得の子ども、医療ケアのある子どもとその保護者
 実施場所 南こどもリハビリテーションセンター
 実施日時 原則第3土曜日の10時～11時半（年4月程度実施）
 実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。
 専門スタッフ（保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等）が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

6. 施設の維持・管理について

施設の維持、管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

7. 各児童発達支援センター等の概要と取組み

（1）児童発達支援センター つばみ園（児童発達支援事業）

<年間行事予定>

4月4日	入園式	10月	運動会
4月	家庭訪問	12月	日曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月27日	冬季家庭療育期間
8月13日	夏季家庭療育期間	～1月3日	
～16日		3月21日	卒園・修了式
		3月26日～	春季家庭療育期間

知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスを5クラスと週1日登園クラスを4クラス運営します。

並行通園は発達障害児を主な対象とした週1日利用クラスと月2日利用クラスを運営します。

保育・療育・リハビリを通して子どもの豊かな発達を支援するとともに、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当等専門スタッフが連携を図りながら療育を行います。

	毎日クラス	その他のクラス		並行通園
年齢 対象児	2歳児～5歳児 5クラス	2歳児～3歳児 4クラス	運動面で遅れのあ る児・医療的ケア が必要な児 1クラス	こども園・幼稚園等 に在籍している 発達障害児
契約児数	58名	40名	20名	12名ずつ
登園形態	単独通園 (親子通園も有)	親子通園	親子通園	親子通園
登園日数	週5日	週1日	週1日	① 週1日

				② 月 2 日
日 課	10 : 00 順次登園 園庭あそび など あつまり 設定保育 給食 (食事指導) 自由あそび 14 : 45 降園 (月・火・水・金) 14 : 00 降園 (木)	9 : 30 登園 自由あそび あつまり 設定保育 自由あそび 11 : 30 降園	9 : 10 登園 自由あそび あつまり 設定保育 自由あそび 10 : 50 降園	15 : 00 (①②) 登園 おやつ 設定保育 16 : 45 (①) 17 : 00 (②) 降園 ① 通年制 ② 2 クール制

(2) つばみ診療所

南こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

(3) 保育所等訪問支援事業

こども園、幼稚園、小学校等利用者ニーズに応じ、多様な職種（保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）で支援を行っていきます。

(4) 相談支援室 つばみ（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成します。また、事業団の専門性をいかし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

(5) 障害児等療育支援事業

①通所による相談・指導

<個別の相談・指導>

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を提供します。一定期間の継続的な支援が必要な障害児については、子どもの状況に応じて定期的な来所による支援を行います。

<グループによる相談・指導（にこにこ広場）>

0～3歳児を対象に水曜日 10時から 11時で、教室を運営します。親子通所で、親子で一緒に遊ぶことを中心に、子どもの発達と保護者の子育てを支援します。また、0～18歳を対象の保護者に対し相談や療育内容やサービスについての説明を行います。

年齢・定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 9名程度、随時受付で複数回の利用可
療育日数	週 1 日
日 課	10：00 順次登所 自由あそび 設定保育 11：00 降所

② 自宅訪問による相談・指導

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・指導を行います。

③ 関係機関への指導・助言

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

（6）センター利用にかかる相談受付業務

センター利用及び相談窓口として、もず園及びおおぞらと連携し下記のとおり各業務に取り組みます。

① 児童発達支援センター利用希望者の相談・利用調整事務（市とともに実施）

児童発達支援センター（年度中）	随時
並行通園（当年度後期月 2 日クラス）	6 月～8 月
次年度利用 週 5 日クラス・週 1 日クラス	10 月～12 月
並行通園	12 月～1 月

② 児童発達支援センターの療育内容等記載したチラシの作成、関係機関への配架

③ 診療所受診希望者の相談 随時

④ つばみ診療所からの依頼による心理判定 随時

⑤ ①から④にかかる電話等による障害療育相談受付

（7）市民啓発研修の開催

障害児（者）への理解・啓発をめざし、もず園と合同で専門家を招いて研修会を行います。（2 月頃）開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

1 管理運営方針

当事業体は、関係法令、条例、規則、基本協定、年度協定、業務仕様書等を遵守し、公の施設としての公共性・中立性・公益性等を確保した上で、常に障害のある方をはじめとする利用者の視点やニーズを踏まえて、健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の施設管理（以下「施設管理」という。）や、健康福祉センターの事業運営（以下「事業運営」という。）を適切に行う。

特に障害のある方が希望される文化・芸術・スポーツ活動等を楽しめること、また、必要な相談支援・コミュニケーション支援・訓練等を受けることができるなどにより、住み慣れた地域で生き活きと暮らすことができるよう、当事業体内の役割分担の下、各構成員が有する経験・専門性・ノウハウ等を最大限かつ総合的に発揮する。

また、開所後12年間で構築したプラザ内各センター及び地域との連携・協力関係を一層強化することにより、プラザが「障害のある方の地域生活を総合的に支援する拠点施設」としての機能を更に発揮できるよう、引き続き取り組む。

なお、開所後12年間で蓄積した経験値を基に、下記8項目を管理運営方針として、より一層充実した施設管理・事業運営を実現する。

1. 利用促進と利用者満足度の向上

障害種別・程度、年齢等に配慮し、さまざまな媒体・手法を用いた、きめ細やかな情報発信を行う。さらに多くの市民のみなさまにご来館いただけるよう、ニーズに即した各種事業の実施及びオンラインによる参加等、利用しやすい環境の整備などにより、利用者満足度の向上を図る。

2. 連携の強化

プラザ内では、当事業体が中心となり、行政機関・重症心身障害者（児）支援センター・特定団体との情報共有や、諸課題に連携・協力して対応し、プラザが持つ施設機能や特性を最大限発揮する。

3. さまざまな事象を想定した危機管理・安全管理体制の構築

緊急時・防犯・防災等への対応にあたっては、消防計画や危機管理マニュアル等に基づき、全職員が、一丸となって適切に行動できるよう、研修や消防訓練・防犯訓練等を実施する。

プラザ運営協議会・共同防火管理協議会の開催や、合同消防訓練の実施等をとおして、プラザ全体の危機管理・安全管理体制の維持・向上を図る。

感染症対策としては、職員の自己健康管理を徹底するとともに、プラザを利用されるみなさまの安心・安全のため必要に応じた対応をとります。

また、指定管理者業務を通じて入手した利用者等の個人情報保護に関しては、法令・規程等に基づき、当事業体として総合的に適切な保護・管理対策を講じる。

4. 全員参加で持続可能な社会の実現

「堺市 SDG s 未来都市計画」に掲げられた「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、視覚・聴覚障害者支援や後天性脳損傷者の復職支援など、さらにさまざまな方の交流による障害者理解の促進などにより、プラザ事業を全員参加社会の実現の場の一つとする。

5. アウトリーチの強化

積極的に市内の関係団体・支援機関等との関わりを持つことにより、連携・協力関係を強化しながら、プラザ内のみならず、当事業体が持つ専門性や支援技術等を活用したアウトリーチによる各種支援を市内にて実施し、地域に貢献する。

6. 障害に対する理解や関心の促進

平成 28 年 4 月施行の「障害者差別解消法」を踏まえ、障害のある方とない方がともに楽しく交流できる機会を確保する。

当事業体の専門性やノウハウ等を活用して、小中学校や企業等に対する「障害」、「障害者」、「合理的配慮」の理解を深める取り組みを強化する。

7. 市内経済及び地域振興への貢献

施設維持管理業務における市内業者への発注やイベントにおける地元企業・事業所との連携、また市内在住者の雇用、地元自治会とのイベント交流等を通じて、市内の事業所・企業・医療機関・地元自治会との連携・協力関係の強化を図り、市内全域に開かれた施設をめざす。

8. ICT の活用によるサービスの向上

プラザを利用されるみなさまの利便性向上を図るため、地域生活の課題を抱える当事者、家族を中心とした支援ネットワークをオンラインにおいても構築していく。

2 目標設定と目標達成の方策

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用（使用）状況を踏まえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービス向上への取り組み」、「収支の実績」に関して下記のとおり目標を設定する。

1. 数値目標の設定

適正な管理運営の確保	有責事故発生件数 0 件
利用者サービスの向上への取り組み	利用者アンケート調査において、「とても良い」、「良い」と回答された方の割合が全回答者数 85%以上
各センターの事業成果	○市民交流センター 交流イベントの参加者数 年間 3,000 人以上 文化芸術・レクリエーション教室の延参加者数 年間 780 人以上 ○視覚・聴覚障害者センター センター利用者満足度 90%以上 利用登録者 市民の視覚障害者・聴覚障害者各々の 20%以上 ○生活リハビリテーションセンター センター利用者の満足度 85%以上 センター訓練利用者数 6,800 回以上 ○スポーツセンター 堺市障害者スポーツ大会参加者数 550 人以上
収支の実績	収支計画書の 1%削減

2. 目標を達成するための取り組み

(1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営に当たっては、当該事業計画書等に基づいて適正に実施するとともに、堺市への日常の連絡・報告・協議を適切に行う。

日報をはじめ、「月・四半期・半期・年度」単位のモニタリングをPDCAサイクルと結びつけ、適宜、業務の改善等を行いながら、利用者ニーズや課題等に対応する。

毎月開催する市との定期会議や各種会議等において、毎月の施設管理・事業運営の状況、事業実績、課題等を共有し、今後の対応や取り組み等について協議を行い事業運営に反映する。

(2) 人材育成

職員一人ひとりが研修参加やOJTを通じて、必要とされる基本的知識、専門的知識・技術等を習得し、プラザ職員として相応しい資質や専門性等を向上させる。

事業運営等を通じて、プラザ内や関係団体・支援機関と積極的にコミュニケーションを図ることを推奨することにより、信頼関係の構築、人脈の形成ができる人材を育成する。

(3) サービス向上・利用促進への取り組み

利用者満足度調査、文化・芸術・スポーツ教室等の参加者アンケート、利用者からの苦情・要望等から利用者ニーズや課題等を把握し、日常業務の改善、次年度事業計画書に反映する。

ホームページの随時更新をはじめ、定期刊行している「プラザニュース」、「センターだより」の内容を充実し、プール・研修室等の利用、各種イベントの開催情報等を積極的に発信する。

(4) 苦情・要望等への対応、緊急時対応や安全対策

苦情・要望等への対応について、各センター単位で「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意を持って適切に対応する。

事故や災害等が発生した場合の緊急時対応や、事故等が発生させない安全管理対策を全職員に周知徹底し、利用者が安心して安全・快適に施設を利用（使用）できる環境を維持する。

(5) 収支計画書に基づく予算の執行

本年度事業計画書に記載する業務や事業を実施するに当たっては、収支計画書に基づき、会計責任者が適切に予算の執行や管理を行う。

3 収支計画

「利用者ニーズを踏まえたサービスの向上」、「経費の節減」、「収入の確保」について、下記のとおり取り組む。

1. 利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

把握した利用者ニーズや課題等に対して、専門的見地からの対応及び質の高いサービスが提供できるよう、各職員が創意工夫を凝らし、関係団体・支援機関等と連携・協力しながら、利用者にとって利便性及び快適性の高い施設となるよう取り組むとともに魅力的な事業等を実施する。

また、昨年度に実施した事業のモニタリング結果から、業務の改善や内容の見直し等が必要な場合は、それらを踏まえて、昨年度よりも充実した内容で実施する。

2. 経費の節減

(1) 時間外勤務の削減

昨年度に引き続き、安定した業務遂行体制を維持し、時間外勤務を抑制する。

(2) 光熱水費の節減

昨年度に引き続き、利用者にとって快適な利用空間を確保しながら、積極的に節電・節水・省エネルギーに取り組むことにより、光熱水費の節減を図る。

健康福祉プラザ運営協議会等を通じて、プラザ内各機関に対して、積極的に呼びかける。

3. 利用料金制に伴う、収入の確保

(1) 施設使用料収入の増加

利用料金制の導入に伴い、施設使用料体系や施設使用の在り方を検証し、障害のある方の施設使用に影響を及ぼさない範囲で、障害のない方の施設使用を促進し、使用料収入の増加を図る。

(2) 教室等における実費負担の徴収

当該施設の法的根拠である、身体障害者福祉法第30条及び第31条に規定する「無料又は低額な料金」を踏まえて、教室等の参加に伴う実費負担を徴収する。

(3) 自立訓練事業の利用者数の拡大（生活リハビリテーションセンター）

近隣の医療機関との連携の強化や、高次脳機能障害に関する普及啓発を実施することにより、当該センターの相談支援や自立訓練につなげ、開所後12年間で蓄積したノウハウや支援方法等を活かし、高次脳機能障害のある方等を対象とした自立訓練を積極的に実施し、障害福祉サービス費収入の増加を図る。

4 職員の研修計画、人材育成計画

安定的かつ健全な施設管理・事業運営の実現や、サービスの質・利用者満足度の向上等をめざし、下記のとおり職員一人ひとりに求められる「資質」、「モチベーション」、「専門性」、「支援技術」等を向上させるための研修や人材育成に取り組む。

1. 研修委員会

研修委員会において、職員一人ひとりの能力の向上を図るための研修計画書を策定し、全職員に対して創意工夫を凝らした効果的な方法により計画的に研修を実施する。

また、研修実施後の評価や改善点等を検討し、今後の研修に反映する。

なお、人材育成方法等について、利用者のニーズや、働き甲斐、働きやすさ等の職員のニーズを踏まえて、サービスの質・利用者満足度・職員満足度を向上するための検討を行う。

2. 研修計画

(1) 内部研修

適切な施設管理・事業運営を行う上で必要な知識を習得し、「新規採用職員・一般職員・管理職」ごとに求められる能力の向上が図れるよう、効果的な研修を実施する。

研修名	開催時期（開催回数）	対象職員
プラザ全体職員研修	4月（1回）	プラザ12センターの新規配属者職員等
情報管理研修（個人情報保護・情報公開など）	5～6月（1回）	共同事業体全職員
CPR・AED研修	6～7月（1回）・ 2～3月（1回）	スポーツセンター職員他
接遇・CS研修	7～9月（1回）	共同事業体全職員
防犯訓練 防災訓練・避難訓練	10月（1回） 9月（1回）・2月（1回）	プラザ12センター全職員
障害者研修（人権）・ ハラスメント研修	12～1月（1回）	共同事業体全職員
管理職研修	2～3月（1回）	共同事業体各センター管理職員

(2) 外部研修

同種施設、関係団体、支援機関等が開催する専門的な知識や技術等を習得するための研修に積極的に参加する。（研修計画書に記載する内容以外にも常に開催情報を収集する。）

3. 人材育成計画（効果的なOJT（職場内教育）の実施）

各職員が所属するセンターにおいて、各センター所長が中心となって、業務を遂行する中で、「問題解決能力」、「業務遂行能力」、「求められる専門的知識・技術」等の向上を図る。

5 業務の実施内容及びスケジュール

指定管理者業務の遂行にあたっては、業務仕様書に基づき、下記のとおり実施する。

1. 市民交流センター

(1) 実施方針

① 健康福祉プラザ全体の連携業務

- 健康福祉プラザ運営協議会の開催等を通じて、プラザ全体で情報を共有し、諸問題への対応を検討・実施するなどし、施設の危機管理・安全管理体制を維持・向上させる。
- 「春のプラザ祭り」や「障害者週間フェスティバル」等のプラザ内イベントの参加協力を働きかけ、プラザとして一体化を図る。
- 堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会の実施に際し、運営協力を行うなど、障害のある方の余暇支援に寄与していく。

② 市民交流センター事業

- 過去12年間で収集した各教室のアンケート結果や実績等を踏まえて、障害のある方が交流し、楽しんでもらえるレクリエーション教室や障害のある方の文化芸術活動の向上支援を目的とする文化芸術教室の開催を行う。なお、障害のある方で障害者通所施設等に通う平日は参加できないことから、ニーズの多い休日開催も行い、参加がしやすいよう工夫を行う。また、障害のある方が身近な施設で参加していただけるよう、泉ヶ丘市民センター等の公共機関を活用し、出張講座を開催する。
- 「春のプラザ祭り」「障害者週間フェスティバル」は、「障害」「障害者」に対する理解や関心を、より一層多くの市民の方に深めていただけるよう、体験型・参加型の開催内容を充実させていく。
- 文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や、各種作品展への出展や入賞をめざす障害のある方を対象とした文化芸術教室の開催や、クラフトルーム等を活用して継続的な活動や当事者が交流できる場を確保することにより、文化芸術活動を支援する。
- 障害のある方々の芸術活動支援として、「プラザアートフェスティバル」「プラザアートセミナー」を行う。また、市民交流センター職員が障害のある方々のアートの展示会への視察や施設訪問をおこない、堺市内外でのネットワークを構築し、アート関連の事業の強化を図る。
- 障害福祉サービス事業所などに現代アーティストを派遣することにより新たに障害者アートに取り組まれている個人・団体を発掘する「プラザアートコラボレーション」を行い、発表の場として sakai ARTcation へとつなげていく。
- 定期的に自由にアートができる場を提供する「プラザアートサロン」を行い、広く余暇活動を支援する。
- 堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。

- 学校や企業、地域等への障害理解を促進するため共同事業体職員の派遣を行う。

③ 授産活動支援センター

- 障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が提供できる製品や業務等、いわゆる授産活動への発注を促進するため、企業等への情報発信や働きかけを行う。なお、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（「障害者優先調達法）」への対応として、適宜、堺市に情報を提供する。また、ホームページやイベント等を通じて、広く市民に向けても広報・啓発をする。
- 企業等からの発注に対しては、事業所とのマッチング・コーディネートを実施するとともに、マッチング成立の後にも必要に応じてアフターフォローを行う。なお、大量・短期の発注については、複数の事業所が共同で受注できるように調整をするとともに、事業所間の連携を強化し、受注機会の増加と工賃の向上をめざす。
- 事業所が提供する製品やサービスの質、授産活動に取り組む意識等の向上をめざすとともに、広報力の強化や売上げの改善を図ることを目的に、研修会の開催や専門家等の人材派遣を行い、事業所の活動を支援する。
- 企業や関係機関と協力しながら事業所の新商品開発やネット販売、農福連携など新たな取り組みを推進する。また、それらの取り組みに必要となるネットワークづくりを支援する。

（２） 目標設定

指標	目標値
レクリエーション教室の開催数	16 教室
交流イベントの開催数	前期2回、後期3回
文化芸術教室の開催数	4 教室
レクリエーション教室の延参加者数（参加率）	450 人（80%）
交流イベントの延参加者数	3,000 人
文化芸術教室の参加者数（参加率）	330 人（80%）
プラザアートフェスティバルへの参加者数	2,000 人
sakaiARTcation2024の出展者数	250 点
プラザボランティアの登録者数	160 人
プラザボランティアの延活動回数	600 回
ボランティアスキルアップ研修会の参加者数	50 人
企業等からの発注に対するマッチング・コーディネート件数	60 件

（３） 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、交流イベント・レクリエーション教室・文化芸術教室・プラザアートフェスティバルに関しては、土曜日・日曜日・祝日に実施することがある。）

（４） 実施内容

- ① 健康福祉プラザ全体の連携業務

ア 健康福祉プラザ運営協議会の開催

プラザ内の行政機関・堺市立重症心身障害者（児）支援センター（以下「ベルデさかい」という。）・特定団体との情報共有、プラザ全体に関わる課題対応に関して協議することを目的として、「健康福祉プラザ運営協議会」を月1回開催する。

開催時期	毎月第1金曜日
構 成 員	（当事業体） ・健康福祉センター所長（兼市民交流センター所長） ・視覚・聴覚障害者センター所長（兼点字図書館長） ・視覚・聴覚障害者センター副所長（兼聴覚障害者情報提供施設長） ・生活リハビリテーションセンター所長 ・スポーツセンター所長 （行政機関） ・障害者更生相談所所長 ・こころの健康センター所長 ・子ども相談所所長 （ベルデさかい）事務局長 （特定団体） ・総合相談情報センター事務局長 ・障害者就業・生活支援センター所長 ・発達障害者支援センター所長 ・難病患者支援センター所長

イ 総合案内業務

プラザの開館日（12月29日から1月3日を除く）の9時から21時まで（業務仕様書に規定するとおり）。1階総合案内に手話通訳が可能な職員を配置し、来館者への各種情報提供や希望する機関への案内等を行う。

ウ 指定管理者業務に係る各種調整・渉外業務

- ・基本協定や年度事業計画書等に基づく堺市との各種協議・調整・報告、各種専門委員会の開催、関係団体・支援機関等との各種調整、他市の関係団体・支援機関等の視察対応等を行う。
- ・当事業体の専門機能を最大限に活かすためハブ機能を持つセンターとして、当事業体を主導し、全体集約していく。

② 市民交流センター事業

ア レクリエーション教室・交流イベントの開催

1) レクリエーション教室（講座）の開催

過去12年の間に収集した各教室の参加者アンケートや実績等を踏まえて、参加希望者が多い「パソコン教室」、「料理教室」、「パン教室」等のレクリエーション教室を16教室開催する。

なお、「パン教室」「料理教室」「お菓子教室」などの障害のある方とない方が交流するクッキング系の教室は特に参加希望者が多いことから、より多くの方が参加できるように単発の教室として開催する。また、障害のある方の自立生活を促進する目的として、生活の基盤となる食事作りや栄養に関する指導を行う「障害者のための料理教室」を開催する。

障害のある子どもの保護者から長期休暇期間の参加ニーズが高いことから、子どもが主体的に楽しめる「子ども創作教室」を夏休みの期間に集中的に開催する。

他カルチャーセンターでは対応や費用面などで参加しづらいと感じておられる障害のある方の声を受けて、障害特性に応じた合理的配慮（聴覚障害者の方への手話通訳、要約筆記者の派遣の情報保障やより理解を深めるために少人数制での開催や障害への個別配慮）等を重視して開催していく。

障害のある方の利用率が年々上昇している現状を踏まえ、上記以外にも多様な教室を幅広く開催することで、障害のある方の余暇活動及び社会参加への支援に繋げていく。

2) 交流イベントの開催

プラザに来館したことがない方の来館するきっかけづくりや、障害のある方とない方が交流することによる障害のない方の障害に対する理解や関心を深めることを目的として、交流イベントを前期2回、後期3回開催する。

【前期1】春のプラザ祭り

気軽に楽しくわかりやすく障害者スポーツを通して障害について理解いただけるよう体育室内に様々な参加者体験型ブースを設置する。また、障害のあるなしに関わらず共に楽しめるイベントを実施する。

日 程	4 月
内 容	・参加者体験型ワークショップ ・障害者スポーツ体験 ・文化芸術体験教室 ・バリアフリー映画 ・授産製品の啓発及び販売

【前期2】わくわくサマースクール

夏休み期間を活用し、小学生を対象にして、楽しく「障害」、「障害者」理解を深めることを目的とした体験型ワークショップを開催する。

日 程	8 月
内 容	小学1年生から6年生を対象に障害理解を深める体験学習を実施する。

【後期1】デイキャンプ

障害があっても、気軽にキャンプに参加できる機会を提供する事により、仲間づくりや社会参加を促す。

日 程	11月中旬
内 容	キャンプ場にて調理体験や創作活動を行う。

【後期2】「障害者週間」フェスティバル

障害者週間の行事として、市民の障害理解を深めるため講演会等を開催する。

日 程	12月7日（土）10：00～16：00
内 容	・講演会 ・文化芸術教室 ・授産製品の啓発及び販売 ・お遊びコーナー ・バリアフリー映画会

【後期3】音楽イベント

障害のある方が、本物の音楽とふれあう機会として音楽イベントを開催する。

日 程	10月下旬
内 容	・音楽ライブ

イ 文化芸術事業

1) 文化芸術教室等の開催

文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方を対象に個性や感性を作品に表現し、オリジナリティのある作品作りをすることを目的として、「障害者のためのアートスクール」、「絵画教室」、「陶芸教室」、「書道教室」の4教室を開催する。知的障害や精神障害のある方にご好評頂いている「障害者のためのアートスクール」は、障害のある方の自己表現や仲間作りを目的として半年間の継続教室として開催する。文化芸術教室の参加者をはじめ、文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や関係者に対して、作品展の開催情報等を収集し、出展支援を行う。

【文化芸術教室】

教室名	定員	開催日
障害者のためのアートスクール	10名	4月～9月の毎月2回
絵画教室	10名	7月、8月、9月、10月
陶芸教室	10名	5月・6月・7月・8月、12月・1月・2月・3月
書道教室	10名	10月、11月、12月

2) プラザアートフェスティバルの開催

堺市内で文化芸術活動に取り組んでいる障害のある方を対象に、芸術作品を募集し、出展された全作品をプラザアートフェスティバルの中で展示する。

また、障害のある方の文化芸術活動に関わる有識者や支援者等による講演・シンポジウムや、障害のある方の文化芸術を振興する団体等の協力を得て、芸術性の高い作品等の展示会も併せて開催する。

なお、出展（応募）された作品の中から優秀な作品を選定する「障害者作品展審査会」を設置し、芸術性の高い優れた作品を評価することにより、制作者のやりがいや技術等の向上を図るとともに、広く市民に対して障害のある方の作品等を鑑賞する機会を提供することにより、障害のない方の障害に対する理解や関心を深める。

日 程	10月24日（木）～27日（日）
内 容	・sakai ARTcation 2024 の開催と表彰 ・guest ART museum（先進的な障害アートの展示） ・guest ART meeting（受賞者のインタビュー） ・文化芸術体験教室 等

3) 障害者アートセミナーの開催

市内の障害者施設や特別支援学校等で、障害のある方の文化芸術活動に関わる支援者を対象として、障害者と一緒にモノづくり等の事例紹介や地域における障害者アート等に対する理解を深めるセミナーを開催する。

開催時期	2月～3月
開催内容	障害のある方のアート活動について、先駆的な取り組みを行っている事業所等の代表者を招請し講演会やシンポジウムなどを行う。

4) 文化芸術に関する各種情報発信等

障害のある方の文化芸術を振興する団体や施設等の協力を得て、障害のある方の文化芸術活動に関するさまざまな情報を収集し、発信する。

5) 文化芸術に関するネットワークの構築

市内障害福祉サービス事業者からの文化芸術活動に関する助言や相談に応じるため、各種事業等を通じて、大学、障害者国際交流センター（ビッグアイ）、一般芸術団体や健康福祉プラザの関係団体、市内の特別支援学校・事業所等とネットワークを構築する。

ウ 障害福祉ボランティア活動の活性化

1) プラザボランティア説明会の開催

新たにプラザでボランティア活動していただける方の確保及びプラザでボランティア活動する上で必要な知識や支援技術等を習得することを目的として、ボランティア説明会を4回開催する。また、説明会参加者で、プラザボランティアとして活動を希望される方を対象に登録申請を受け付け、希望を踏まえたマッチング・コーディネートを行う。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	5月、8月、11月、2月（年4回）
定 員	各回10人
実施内容	・施設概要、ボランティア活動・登録方法・ボランティア保険等の説明 ・障害理解講習（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害の理解とコミュニケーションについて）

2) ①ボランティアスキルアップ研修会の開催

プラザボランティアが障害福祉制度や障害理解に関する知識を深める事を目的に、スキルアップ研修を開催する。

開催時期	11月、3月
実施内容	・救命 ・発達障害

②ボランティア交流会の開催

プラザボランティア同士の交流・職員との交流による仲間づくりや、ボランティア

活動に関する意見交換・報告等を行うことを目的として、交流会を開催する。

開催時期	3月
実施内容	・ボランティア事業報告 ・グループトーク ・感謝の時間

3) プラザボランティアへの活動情報等の発信・相談支援・マッチング・コーディネート

四半期ごとに、プラザボランティアに対する活動内容等の情報を送付する。また、登録ボランティアの活動に関する悩みや希望する活動内容等に対する相談支援を行うとともに、プラザ内各機関と調整し、やりがいを持って継続して活動を継続できるよう支援する。

4) 社会福祉協議会等との情報共有

堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。

開催時期	2月
検討内容	・地域での障害理解研修 ・地域での障害者スポーツを通じた交流 ・ボランティア相談員への障害理解研修 ・プラザ行事の情報提供 ・施設とボランティア相談員の交流 ・社協事業やプラザ事業との連携 ・障害理解促進事業における連携

5) スポーツセンター等との連携

プラザボランティアに係る説明会、登録事務、研修会・交流会、相談支援等について当事業体の各センターのボランティア担当者間の情報共有や連携を図るためボランティア担当者連絡会議を開催する。

開催時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月
実施内容	・各センターのボランティア活動状況の報告 ・意見交換 ・情報交換 ・ボランティア研修会 ・交流会の企画検討等

エ 障害理解促進事業の実施

- 1) 健康福祉プラザの専門性を活かし、障害理解の促進を図るため、市内の小中学校や地域等での授業・学習会・交流会などの場に共同事業体職員を派遣する。多様な視点から障害理解が促進されるよう下記のメニューから選択いただき、共同事業体4センターが対応する。なお、市民交流センターが中心となって取り組むことで仕様書の目標回数を達成する。

- ・パラスポーツ体験 ・視覚障害体験 ・聴覚障害体験 ・車椅子体験
- ・障害のある方のしごとに関する講演など

- 2) 障害理解促進事業サポートボランティアの養成・育成

障害理解促進事業を円滑に実施するため、事業をサポートするボランティアを養成・育成する。

オ 身体・知的・精神障害者相談員研修会の開催

身体・知的・精神障害者相談員を対象に、相談員としての必要な知識の習得や、相談員同士の交流を深めることを目的として、研修会を開催する。

また、研修の企画に当たっては、総合相談情報センターと連携して取り組む。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	1 1 月
実施内容	障害者差別解消法の実態について

③ 授産活動支援センター

ア 事業所、企業等に対する相談支援

- 1) 事業所からの製品づくりや販路、受注業務の拡大等に関する相談に対して、情報の提供や業務のあっせん等を行う。
- 2) 企業等からの製品購入や業務発注等に関する相談に対して、製品の紹介、事業所の受注体制等の情報を提供する。
- 3) 相談支援を通じて事業所や企業等からのニーズを把握するとともに状況等を分析し、より現状に則した事業を効果的に実施することに資する。

イ 企業等への営業活動及び授産活動に関する情報発信

- 1) 企業等への訪問、商工会議所等が主催する商談会への出展、イベント会場での広報などを通じて、事業所が提供できる製品やサービスの営業活動を行う。
- 2) ホームページ「じゅさんあっと堺」において、事業所の活動内容、受注可能な業務や販売製品、バザー等のイベント開催情報等を広く発信する。
- 3) 健康福祉プラザ1階に設置された「授産活動情報コーナー」へ、製品等を展示するとともに、チラシやポスター、事業所のパンフレット等を来館者が気づき、自由に見ていただけるよう工夫をした配架・掲示を行う。

ウ 企業等と事業所のマッチング・コーディネート

- 1) 企業等から事業所への業務発注や出店依頼等があった際は、事業所に有益で企業等には歓迎される内容となるよう調整する。企業等発注者側からの要望や求められる品質に応えることを前提としながら、事業所側の状況や業務内容に応じた料金であるかなどを考慮してマッチング・コーディネートを行う。
- 2) マッチング完了後も、業務内容や条件の見直し、トラブルの解決などに随時対応することで、企業等と事業所が良好な関係を継続できるようフォローする。
- 3) 単独の事業所では受注困難な短期・大量の案件等は、複数の事業所が共同で受注できるよう調整する。共同で受注する業務については、情報共有ができる会議等を必要に応じて開催し、品質の統一や効率の向上を図る。

エ 事業所を対象とした研修会・交流会の開催

- 1) 授産活動に対する意識や意欲の向上を図ることを目的として、セミナーを2回開催

する。

【商品写真の撮り方セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	6 月
実施内容	ネットショップや SNS、チラシ等へ掲載する商品写真について、スマートフォンでもできる上手な撮り方や加工の仕方を学び、見映えをよくすることで見る側の関心を高め、購買意欲のアップにつなげる。

【授産活動にかかわるトラブル対策セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	1 1 月
実施内容	製品づくりや販売をする上で知っておくべき各種法令、企業等から業務を請け負うときに注意すべき点などを学び、授産活動にかかわる事故やトラブルの防止につなげる。

- 2) セミナーとは別に、事業所の職員同士が情報を共有し学び合うとともに、協力し合える関係を作ることを目的として、「福祉のミライ交流会」を2回開催する。

オ ネットワーク活動への協力と支援

- 1) 授産活動にかかわる情報共有を目的とした会議等へ積極的に参加するとともに、必要に応じて自ら企画・開催することで事業所間・他機関との連携やネットワークづくりに貢献する。
- 2) 堺市内各区の事業所ネットワークが、障害福祉への理解促進等を目的として行っている活動のさらなる活性化を図るため、健康福祉プラザにおける啓発展示や授産製品販売の機会を提供するとともに、各ネットワークの代表者が参加する情報交換会を実施する。

カ 人材派遣事業の実施

- 1) 製品やサービスの品質、広報力の向上、作業の効率化など、授産事業の改善を図ることを目的として、専門家等の支援員を派遣する。
- 2) 相談支援や交流会などの機会を通して把握した、事業所ごとに異なる課題やニーズから、支援の必要性を判断するとともに適切な支援員を派遣する。
- 3) 派遣にあたっては、支援員とともにヒアリングを行い事業所の目標を明確にし、短期的に対応していくことをめざす。支援の開始後も常に状況を把握しながら、支援員と事業所の関係をフォローする。

キ 「堺じゅさんフェスタ」(広報啓発イベント)の開催

- 1) 障害福祉への理解促進や授産製品の認知度向上等を図ることを目的として、大勢の方が利用されている商業施設等において「堺じゅさんフェスタ」を開催する。
- 2) 授産活動を紹介するパネルの展示をはじめ、手作り雑貨の体験コーナーや製品販売等のブースを設置して商業施設来場者の関心を集める。

ク 授産活動支援センター運営委員会の開催

有識者及び関係団体等の専門的見地から意見を求め事業に反映することにより、授産活動支援センター事業を効率的・効果的且つ円滑に実施すること、障害者就労施設等における授産活動の振興を図ることを目的として「授産活動支援センター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構 成 員	・学識経験者 ・堺商工会議所 ・株式会社さかい新事業創造センター ・民間企業 ・特定非営利活動法人トゥギャザー ・パッセネットワーク ・障害福祉サービス事業所

2. 生活リハビリテーションセンター

(1) 実施方針

- 高次脳機能障害の発症から地域生活の再開、さらにその継続までの包括的支援システムの実現をめざし、高次脳機能障害支援拠点機関としての支援ノウハウを市内医療機関及び福祉事業所に対して発信していく。
- 健康福祉プラザ内にある高次脳機能障害支援拠点機関及び自立訓練事業所としての強みを生かし、困り事が多岐にわたる高次脳機能障害者への支援をプラザ内の専門機関との連携を基盤とした特徴的かつ効果的な支援を行う。
- 高次脳機能障害のある方やその家族等に対する支援において、スピード感とともにライフステージの変化を見据えた継続性をも有する伴走型支援の実現をめざす。
- 自立訓練においては、自立訓練事業所の効果指標として認められた「社会生活の自立度に関する評価指標（Social Independence Measure : SIM)」を実施し、エビデンスに基づく訓練の提供を行う。
- 高次脳機能障害のある市民の教育、就労、余暇支援（生きがづくり）といったあらゆるライフステージに沿った支援を行うための専門的かつ効果的な訓練の提供を行うとともに多様な支援機関とのネットワーク構築を図る。
- 緊急時・災害時を想定した対人援助要請能力の獲得も訓練課題の1つとして捉え、当事者及び周囲の支援者にとって実用的な対応方法の提供を行う。
- 大阪府高次脳機能障がい相談支援センターとの連携をはじめ、政令市支援拠点機関として市民に対する支援の充実をめざし、全国都道府県及び政令市の支援拠点機関と支援ノウハウの共有及び情報発信を行っていく。
- 高次脳機能障害者の自動車運転技能評価事業を行うとともに、関係する支援者に対して支援普及のための情報提供を行っていく。
- 生活リハビリテーションセンター運営委員会において、事業運営に対する専門的な見地からの意見・評価の聴取や、医療と福祉の効果的な連携の強化をはじめ、堺市内の高次脳機能障害支援体制やネットワークを構築（強化）するために必要な事項を検討する。

(2) 目標設定

指標	目標
自立訓練事業延べ利用回数（稼働率）	6, 800回（80%）
自立訓練事業利用者満足度（退所者）	85%以上
高次脳機能障害者等への相談支援延件数	2, 400件
研修会・勉強会の参加者数	600人

(3) 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、自立訓練事業の利用に関しては、9時30分から16時まで。毎月第1・3日曜日には休日相談を実施する。）

(4) 実施内容

① 機能訓練事業に関する業務

(ア) 利用定員・対象者

利用定員を10名とし、主に脳・脊髄損傷の身体障害のある方を対象に、言語機能を含む身体的機能の向上を目的とした訓練を実施する。特に、地域生活において必要な移動能力の獲得や二次障害防止のための運動習慣の継続などのセルフケア能力の向上をめざす。

(イ) 機能訓練内容

就労や余暇活動等の社会生活の基盤となる移動能力・作業能力・コミュニケーション能力の向上を図るため、理学・作業・言語療法を用いた個別・集団的訓練を提供する。また、医療機関を退院し、自立訓練を利用するケースは、回復期リハビリテーションでの訓練を継続し、脳損傷の方に対しては、身体障害に対するアプローチだけでなく、高次脳機能障害による認知機能の評価を積極的に行い、必要に応じて生活訓練プログラムを活用する。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

(ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

(エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の要否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して身体障害や高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

(オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程

度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。

さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

(カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

② 生活訓練に関する業務

(ア) 利用定員・対象者

利用定員を25名とし、主に後天性脳損傷後の高次脳機能障害のある方を対象に、社会生活力の向上を目的とした訓練を実施する。特に、外見からはわかりにくく見えない障害と言われる高次脳機能障害を有する方々にとって必要な自己の障害への気づきを高め、適切な援助要請が行えるなどの社会技能の向上をめざす。

(イ) 生活訓練内容

高次脳機能障害のある方に対して、就労や余暇活動等の社会生活への意欲向上を図るため、機能・課題別グループ訓練や、訓練段階・目的別グループ訓練を中心に行いながら、個別の心理カウンセリングを行うことにより、利用者一人ひとりに最適なプログラムを提供する。また、ICTを活用したコミュニケーション能力も重要な社会生活力と位置づけ、訓練プログラムに積極的に取り入れていく。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

(ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

(エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の可否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

(オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

(カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

③高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及に関する業務

1. 相談支援、コーディネート

(ア) 高次脳機能障害のある方とご家族等への相談支援

上記①②の（エ）のとおり。

(イ) 行政機関・関係団体、支援機関との連携

地域の相談機関等が支援を行っている高次脳機能障害のある方について、地域生活での困り事の軽減を目的に共同した支援を行う。

2. 普及・啓発

高次脳機能障害の理解や支援方法等に関するチラシ等を活用して、関係団体・支援機関をはじめ、広く市民に対する啓発活動を行う。

3. 研修事業

関係団体・支援機関等に対する研修会の開催

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ	健康福祉プラザ
日 程	6月12日（水）	8月21日（水）
定 員	50人	50人
内 容	高次脳機能障害のある方の 就労支援について	高次脳機能障害の自動車運転につ いて

○高次脳機能障害のある方・ご家族・市民向け

場 所	総合福祉会館
日 程	10月27日（日）
定 員	200人
内 容	正しく知ろう「脳卒中」について ～予防からのリハビリテーションまで～

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ
日 程	2月19日（水）
定 員	50人
内 容	介護保険事業者向け研修

○各医療・福祉事業所への出張型勉強会

高次脳機能障害に係る症状と適切な対処法、後天性脳損傷者支援に必要な社会資源についてなど、1回60分間程度の支援機関向け出張勉強会を参加型及びオンライン開催で行う。

4. 高次脳機能障害支援ネットワークの構築、情報発信

① ネットワークの構築

高次脳機能障害支援に係る事業所、関係機関、支援機関等と情報共有や、ネットワークの構築を行っていく。

② 高次脳機能障害者自動車運転技能評価の実施

医療機関とネットワークを構築し、後天性脳損傷後の自動車運転再開についての相談支援とともに、神経心理学的検査、自動車運転シミュレーター評価、自動車実車運転評価など、医師意見書（診断書）作成のための評価と医師への情報提供を行う。

③ その他

（ア）食事の提供

食事の提供については、第三者へ委託し、利用者の状況に応じて、栄養のバランス等に配慮した食事を提供する。

（イ）退所者の定着支援と当事者・家族の意見交換

自立訓練を終了し、次のステップに進んだ退所者と訓練利用者を対象に、レクリエーション活動等を通じて交流を深める「学習懇談会」を開催する。

日 程	6月、9月、1月、3月
内 容	退所者と利用者の現状報告、交流等

(ウ) 家族懇談会の開催

利用者のご家族、退所者のご家族同士が、意見や情報を交換すること等を目的として、家族懇談会を開催する。

回 数	1 2 回 (月 1 回)
内 容	家族同士の情報・意見交換、学習等

(エ) 生活リハビリテーションセンター運営委員会の開催

市における高次脳機能障害支援体制を強化するため、関係団体・支援機関から生活リハビリテーションセンター事業に対する意見・評価を聴取し、より良い事業運営につなげるとともに、医療機関との連携の強化をはじめ、現状の課題等を解決するためのネットワークを構築することを目的として、「生活リハビリテーションセンター運営委員会」を開催する。

開催回数	2 回
構 成 員	・急性期医療機関 ・回復期リハビリテーション医療機関 ・地域医療機関 ・精神科医療機関 就労支援機関 ・就労移行事業所 ・就労継続事業所・相談支援機関 ・障害者団体 ・センター嘱託医 等

令和6年度堺市社会福祉事業団予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	1,521,049	1,637,325	116,276
		受取利息配当金収入	100	100	0
		その他の収入	220	220	0
		事業活動収入計(1)	1,521,369	1,637,645	116,276
	支出	人件費支出	1,083,926	1,037,251	-46,675
		事業費支出	288,045	274,304	-13,741
		事務費支出	337,470	348,137	10,667
		支払利息支出	117	757	640
		事業活動支出計(2)	1,709,558	1,660,449	-49,109
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-188,189	-22,804	165,385
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	7,888	5,693	-2,195
		ファイナンス・リース債務の返済支出	4,255	6,120	1,865
		施設整備等支出計(5)	12,143	11,813	-330
その他の活動による収支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-12,143	-11,813	330
	収入	積立資産取崩収入	7,181	1,636	-5,545
		その他の活動収入計(7)	7,181	1,636	-5,545
	支出	積立資産支出	4,875	23,219	18,344
		その他の活動支出計(8)	4,875	23,219	18,344
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		2,306	-21,583	-23,889
	予備費支出(10)		100	100	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-198,126	-56,300	141,826

令和6年度法人本部拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目			前年度予算額	予算額	増減		
事業活動による収支	収入	受取利息配当金収入	100	100	0		
		受取利息配当金収入	100	100	0		
		その他の収入	20	20	0		
		雑収入	20	20	0		
		事業活動収入計(1)	120	120	0		
	支出	人件費支出	49,412	46,007	-3,405		
		役員報酬支出	6,018	6,018	0		
		職員給料支出	20,645	18,525	-2,120		
		職員賞与支出	7,203	6,288	-915		
		非常勤職員給与支出	8,575	8,644	69		
		退職給付支出	267	267	0		
		法定福利費支出	6,704	6,265	-439		
		事務費支出	8,583	9,660	1,077		
		福利厚生費支出	223	233	10		
		旅費交通費支出	67	71	4		
		研修研究費支出	485	604	119		
		事務消耗品費支出	608	640	32		
		印刷製本費支出	62	65	3		
		修繕費支出	432	432	0		
		通信運搬費支出	152	174	22		
		業務委託費支出	2,266	2,266	0		
		手数料支出	375	499	124		
		保険料支出	538	1,204	666		
		賃借料支出	69	73	4		
		土地・建物賃借料支出	2,543	2,611	68		
		租税公課支出	23	41	18		
		保守料支出	443	330	-113		
		渉外費支出	10	10	0		
		諸会費支出	93	93	0		
		車輛費支出	184	304	120		
		雑支出	10	10	0		
		支払利息支出	68	337	269		
		支払利息支出	68	337	269		
		事業活動支出計(2)			58,063	56,004	-2,059
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			-57,943	-55,884	2,059
施設整備等による収支	収入						
		施設整備等収入計(4)	0	0	0		
	支出	固定資産取得支出	7,888	5,693	-2,195		
		器具及び備品取得支出	5,682	5,000	-682		
		その他の取得支出	2,206	693	-1,513		
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,204	3,038	834		
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,204	3,038	834		
		施設整備等支出計(5)	10,092	8,731	-1,361		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			-10,092	-8,731	1,361		
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	67,459	20,096	-47,363		
		拠点区分間繰入金収入	67,459	20,096	-47,363		
		その他の活動収入計(7)	67,459	20,096	-47,363		
	支出	積立資産支出	629	95	-534		
		退職給付引当資産支出	629	95	-534		
		その他の活動支出計(8)	629	95	-534		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			66,830	20,001	-46,829		
予備費支出(10)			100	100	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			-1,305	-44,714	-43,409		

令和6年度つばみ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	0	507,141	507,141	
		障害児施設給付費収入	0	146,353	146,353	
		利用者負担金収入	0	1,636	1,636	
		診療所収入	0	37,083	37,083	
		その他の事業収入	0	322,069	322,069	
		その他の収入	0	100	100	
		雑収入	0	100	100	
		事業活動収入計(1)	0	507,241	507,241	
	支出	人件費支出	0	353,923	353,923	
		職員給料支出	0	173,902	173,902	
		職員賞与支出	0	60,047	60,047	
		非常勤職員給与支出	0	69,387	69,387	
		退職給付支出	0	2,537	2,537	
		法定福利費支出	0	48,050	48,050	
		事業費支出	0	95,572	95,572	
		給食費支出	0	6,660	6,660	
		医薬品費支出	0	535	535	
		診療・療養等材料費支出	0	778	778	
		保健衛生費支出	0	107	107	
		保育材料費支出	0	1,831	1,831	
		水道光熱費支出	0	17,761	17,761	
		保険料支出	0	1,013	1,013	
		賃借料支出	0	66,624	66,624	
		教育指導費支出	0	121	121	
		車輛費支出	0	82	82	
		雑支出	0	60	60	
		事務費支出	0	42,918	42,918	
		福利厚生費支出	0	1,977	1,977	
		職員被服費支出	0	124	124	
		旅費交通費支出	0	176	176	
		研修研究費支出	0	272	272	
		事務消耗品費支出	0	1,628	1,628	
		燃料費支出	0	10	10	
		修繕費支出	0	5,788	5,788	
		通信運搬費支出	0	1,738	1,738	
		広報費支出	0	652	652	
		業務委託費支出	0	19,537	19,537	
		手数料支出	0	1,159	1,159	
		賃借料支出	0	640	640	
		租税公課支出	0	88	88	
		保守料支出	0	8,643	8,643	
		諸会費支出	0	446	446	
		雑支出	0	40	40	
		支払利息支出	0	146	146	
		支払利息支出	0	146	146	
		事業活動支出計(2)	0	492,559	492,559	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			0	14,682
施設整備等による収支		収入				
	施設整備等収入計(4)		0	0	0	
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	1,171	1,171	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	1,171	1,171	
		施設整備等支出計(5)	0	1,171	1,171	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	-1,171	-1,171	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	598	598	
		自主事業積立資産取崩収入	0	598	598	
		その他の活動収入計(7)	0	598	598	
	支出	積立資産支出	0	7,076	7,076	
		退職給付引当資産支出	0	7,076	7,076	
		拠点区分間繰入金支出	0	7,033	7,033	
		拠点区分間繰入金支出	0	7,033	7,033	
		その他の活動支出計(8)	0	14,109	14,109	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			0	-13,511	-13,511	
予備費支出(10)			0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	0	0	

令和6年度つばみ園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	0	19,850	19,850
		障害児施設給付費収入	0	7,559	7,559
		その他の事業収入	0	12,291	12,291
		事業活動収入計(1)	0	19,850	19,850
	支出	人件費支出	0	15,809	15,809
		職員給料支出	0	9,990	9,990
		職員賞与支出	0	3,584	3,584
		退職給付支出	0	89	89
		法定福利費支出	0	2,146	2,146
		事業費支出	0	131	131
		水道光熱費支出	0	78	78
		保険料支出	0	42	42
		車輛費支出	0	11	11
		事務費支出	0	889	889
		福利厚生費支出	0	58	58
		旅費交通費支出	0	52	52
		研修研究費支出	0	32	32
		事務消耗品費支出	0	13	13
		通信運搬費支出	0	181	181
		業務委託費支出	0	85	85
		手数料支出	0	251	251
		賃借料支出	0	3	3
		保守料支出	0	189	189
		諸会費支出	0	25	25
		支払利息支出	0	39	39
		支払利息支出	0	39	39
		事業活動支出計(2)	0	16,868	16,868
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	2,982
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	351	351
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	351	351
		施設整備等支出計(5)	0	351	351
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	-351	-351	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	52	52
		自主事業積立資産取崩収入	0	52	52
		その他の活動収入計(7)	0	52	52
	支出	積立資産支出	0	2,281	2,281
		退職給付引当資産支出	0	2,281	2,281
		拠点区分間繰入金支出	0	402	402
		拠点区分間繰入金支出	0	402	402
		その他の活動支出計(8)	0	2,683	2,683
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	-2,631	-2,631	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	

令和6年度もぎ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	0	597,515	597,515
		障害児施設給付費収入	0	210,818	210,818
		利用者負担金収入	0	2,394	2,394
		診療所収入	0	35,368	35,368
		その他の事業収入	0	348,935	348,935
		その他の収入	0	100	100
		雑収入	0	100	100
		事業活動収入計(1)	0	597,615	597,615
	支出	人件費支出	0	437,952	437,952
		職員給料支出	0	229,824	229,824
		職員賞与支出	0	76,388	76,388
		非常勤職員給与支出	0	68,973	68,973
		退職給付支出	0	3,338	3,338
		法定福利費支出	0	59,429	59,429
		事業費支出	0	104,168	104,168
		給食費支出	0	9,272	9,272
		医薬品費支出	0	338	338
		診療・療養等材料費支出	0	995	995
		保健衛生費支出	0	282	282
		保育材料費支出	0	2,453	2,453
		水道光熱費支出	0	13,464	13,464
		保険料支出	0	644	644
		賃借料支出	0	75,385	75,385
		教育指導費支出	0	35	35
		車両費支出	0	136	136
		報償費支出	0	934	934
		雑支出	0	230	230
		事務費支出	0	33,906	33,906
		福利厚生費支出	0	2,726	2,726
		職員被服費支出	0	93	93
		旅費交通費支出	0	87	87
		研修研究費支出	0	146	146
		事務消耗品費支出	0	889	889
		燃料費支出	0	2	2
		修繕費支出	0	2,835	2,835
		通信運搬費支出	0	2,163	2,163
		広報費支出	0	273	273
		業務委託費支出	0	14,273	14,273
		手数料支出	0	1,966	1,966
		賃借料支出	0	1,085	1,085
		租税公課支出	0	82	82
		保守料支出	0	6,798	6,798
		諸会費支出	0	448	448
		雑支出	0	40	40
		支払利息支出	0	196	196
		支払利息支出	0	196	196
		事業活動支出計(2)	0	576,222	576,222
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	21,393	21,393
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	1,247	1,247
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	1,247	1,247
		施設整備等支出計(5)	0	1,247	1,247
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	-1,247	-1,247
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	920	920
		自主事業積立資産取崩収入	0	920	920
		その他の活動収入計(7)	0	920	920
	支出	積立資産支出	0	12,023	12,023
		退職給付引当資産支出	0	12,023	12,023
		拠点区分間繰入金支出	0	9,043	9,043
		拠点区分間繰入金支出	0	9,043	9,043
		その他の活動支出計(8)	0	21,066	21,066
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	-20,146	-20,146
予備費支出(10)			0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	0	0

令和6年度もず園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	0	24,236	24,236
		障害児施設給付費収入	0	7,559	7,559
		その他の事業収入	0	16,677	16,677
		事業活動収入計(1)	0	24,236	24,236
	支出	人件費支出	0	22,033	22,033
		職員給料支出	0	14,076	14,076
		職員賞与支出	0	4,794	4,794
		退職給付支出	0	178	178
		法定福利費支出	0	2,985	2,985
		事業費支出	0	228	228
		水道光熱費支出	0	136	136
		保険料支出	0	42	42
		車輛費支出	0	50	50
		事務費支出	0	1,086	1,086
		福利厚生費支出	0	85	85
		旅費交通費支出	0	53	53
		研修研究費支出	0	32	32
		事務消耗品費支出	0	26	26
		通信運搬費支出	0	224	224
		業務委託費支出	0	129	129
		手数料支出	0	251	251
		賃借料支出	0	8	8
		保守料支出	0	253	253
		諸会費支出	0	25	25
		支払利息支出	0	39	39
		支払利息支出	0	39	39
		事業活動支出計(2)	0	23,386	23,386
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	850
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	313	313
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	313	313
		施設整備等支出計(5)	0	313	313
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	-313	-313
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	66	66
		自主事業積立資産取崩収入	0	66	66
		その他の活動収入計(7)	0	66	66
	支出	拠点区分間繰入金支出	0	603	603
		拠点区分間繰入金支出	0	603	603
		その他の活動支出計(8)	0	603	603
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	-537	-537
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	

令和6年度健康福祉プラザ拠点区分身体障害者福祉センター事業サービス区分予算書
(単位：千円)

		勘定科目	前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	383,697	392,682	8,985	
		利用者負担金収入	1,840	2,497	657	
		その他の事業収入	381,857	390,185	8,328	
		事業活動収入計(1)	383,697	392,682	8,985	
	支出	人件費支出	75,205	75,781	576	
		職員給料支出	36,836	36,951	115	
		職員賞与支出	13,364	13,584	220	
		非常勤職員給与支出	14,552	14,473	-79	
		退職給付支出	1,069	1,069	0	
		法定福利費支出	9,384	9,704	320	
		事業費支出	71,949	71,922	-27	
		教養娯楽費支出	1,628	1,666	38	
		水道光熱費支出	67,576	67,576	0	
		燃料費支出	50	50	0	
		保険料支出	632	632	0	
		賃借料支出	120	120	0	
		車両費支出	171	180	9	
		報償費支出	1,772	1,698	-74	
		事務費支出	246,888	255,058	8,170	
		福利厚生費支出	211	211	0	
		旅費交通費支出	245	212	-33	
		研修研究費支出	51	51	0	
		事務消耗品費支出	1,623	1,648	25	
		修繕費支出	4,900	4,900	0	
		通信運搬費支出	1,715	1,777	62	
		広報費支出	725	693	-32	
		業務委託費支出	37,342	44,151	6,809	
		手数料支出	411	368	-43	
		保険料支出	152	152	0	
		賃借料支出	827	1,123	296	
		租税公課支出	54	56	2	
		保守料支出	8,751	8,281	-470	
		配分金支出	189,856	191,410	1,554	
		諸会費支出	25	25	0	
			事業活動支出計(2)	394,042	402,761	8,719
			事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-10,345	-10,079	266
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	2,948	0	-2,948	
		退職給付引当資産取崩収入	2,948	0	-2,948	
		その他の活動収入計(7)	2,948	0	-2,948	
	支出	積立資産支出	0	100	100	
		退職給付引当資産支出	0	100	100	
		拠点区分間繰入金支出	1,314	1,407	93	
		拠点区分間繰入金支出	1,314	1,407	93	
		サービス区分間繰入金支出	5,000	0	-5,000	
		サービス区分間繰入金支出	5,000	0	-5,000	
		その他の活動支出計(8)	6,314	1,507	-4,807	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,366	-1,507	1,859			
	予備費支出(10)	0	0	0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-13,711	-11,586	2,125		

令和6年度健康福祉プラザ拠点区分障害福祉サービス事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	92,674	95,901	3,227
		自立支援給付費収入	50,955	53,853	2,898
		利用者負担金収入	7,034	7,363	329
		特定費用収入	30	30	0
		その他の事業収入	34,655	34,655	0
		事業活動収入計(1)	92,674	95,901	3,227
	支出	人件費支出	84,676	85,746	1,070
		職員給料支出	46,961	48,203	1,242
		職員賞与支出	16,840	16,836	-4
		非常勤職員給与支出	8,508	8,270	-238
		退職給付支出	712	801	89
		法定福利費支出	11,655	11,636	-19
		事業費支出	2,283	2,283	0
		給食費支出	1,502	1,502	0
		保健衛生費支出	92	92	0
		消耗器具備品費支出	33	33	0
		保険料支出	77	77	0
		教育指導費支出	247	247	0
		報償費支出	332	332	0
		事務費支出	4,213	4,620	407
		福利厚生費支出	396	396	0
		職員被服費支出	55	55	0
		旅費交通費支出	58	58	0
		研修研究費支出	298	298	0
		事務消耗品費支出	173	251	78
		印刷製本費支出	32	32	0
		通信運搬費支出	470	470	0
		広報費支出	194	340	146
		手数料支出	202	240	38
		賃借料支出	1,342	1,368	26
		租税公課支出	2	2	0
		保守料支出	971	1,090	119
		諸会費支出	20	20	0
事業活動支出計(2)		91,172	92,649	1,477	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		1,502	3,252	1,750	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出				
		施設整備等支出計(5)	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	1,402	0	-1,402
		退職給付引当資産取崩収入	1,402	0	-1,402
		サービス区分間繰入金収入	5,000	0	-5,000
		サービス区分間繰入金収入	5,000	0	-5,000
		その他の活動収入計(7)	6,402	0	-6,402
	支出	積立資産支出	0	1,644	1,644
		退職給付引当資産支出	0	1,644	1,644
		拠点区分間繰入金支出	1,502	1,608	106
		拠点区分間繰入金支出	1,502	1,608	106
		その他の活動支出計(8)	1,502	3,252	1,750
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		4,900	-3,252	-8,152
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		6,402	0	-6,402	

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	205,549	0	-205,549
		障害児施設給付費収入	15,849	0	-15,849
		利用者負担金収入	445	0	-445
		診療所収入	41,857	0	-41,857
		その他の事業収入	147,398	0	-147,398
		その他の収入	50	0	-50
		雑収入	50	0	-50
		事業活動収入計(1)	205,599	0	-205,599
	支出	人件費支出	180,526	0	-180,526
		職員給料支出	73,084	0	-73,084
		職員賞与支出	24,820	0	-24,820
		非常勤職員給与支出	57,220	0	-57,220
		退職給付支出	935	0	-935
		法定福利費支出	24,467	0	-24,467
		事業費支出	43,243	0	-43,243
		給食費支出	2,626	0	-2,626
		医薬品費支出	608	0	-608
		診療・療養等材料費支出	780	0	-780
		保健衛生費支出	219	0	-219
		保育材料費支出	909	0	-909
		水道光熱費支出	10,079	0	-10,079
		保険料支出	239	0	-239
		賃借料支出	27,708	0	-27,708
		教育指導費支出	28	0	-28
		車輛費支出	17	0	-17
		雑支出	30	0	-30
		事務費支出	20,601	0	-20,601
		福利厚生費支出	982	0	-982
		職員被服費支出	116	0	-116
		旅費交通費支出	185	0	-185
		研修研究費支出	270	0	-270
		事務消耗品費支出	415	0	-415
		修繕費支出	365	0	-365
		通信運搬費支出	1,012	0	-1,012
		広報費支出	134	0	-134
		業務委託費支出	11,170	0	-11,170
		手数料支出	446	0	-446
		賃借料支出	629	0	-629
		租税公課支出	61	0	-61
		保守料支出	4,238	0	-4,238
		諸会費支出	378	0	-378
		雑支出	200	0	-200
		支払利息支出	7	0	-7
		支払利息支出	7	0	-7
		事業活動支出計(2)	244,377	0	-244,377
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-38,778	0	38,778
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		施設整備等支出計(5)	266	0	-266
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-266	0	266
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	426	0	-426
		自主事業積立資産取崩収入	246	0	-246
		事業研究積立資産取崩収入	180	0	-180
		その他の活動収入計(7)	426	0	-426
	支出	積立資産支出	452	0	-452
		退職給付引当資産支出	452	0	-452
		拠点区分間繰入金支出	13,597	0	-13,597
		拠点区分間繰入金支出	13,597	0	-13,597
		その他の活動支出計(8)	14,049	0	-14,049
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-13,623	0	13,623
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-52,667	0	52,667		

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
事業活動による収支	収入			
	障害福祉サービス等事業収入	205,634	0	-205,634
	障害児施設給付費収入	126,287	0	-126,287
	利用者負担金収入	1,536	0	-1,536
	その他の事業収入	77,811	0	-77,811
	その他の収入	50	0	-50
	雑収入	50	0	-50
	事業活動収入計(1)	205,684	0	-205,684
	支出			
	人件費支出	156,558	0	-156,558
	職員給料支出	84,898	0	-84,898
	職員賞与支出	27,643	0	-27,643
	非常勤職員給与支出	21,423	0	-21,423
	退職給付支出	1,469	0	-1,469
	法定福利費支出	21,125	0	-21,125
	事業費支出	53,424	0	-53,424
	給食費支出	4,565	0	-4,565
	保健衛生費支出	147	0	-147
	保育材料費支出	991	0	-991
	水道光熱費支出	5,384	0	-5,384
	保険料支出	110	0	-110
	賃借料支出	42,170	0	-42,170
	教育指導費支出	17	0	-17
	車輛費支出	10	0	-10
	雑支出	30	0	-30
	事務費支出	11,588	0	-11,588
	福利厚生費支出	920	0	-920
	職員被服費支出	20	0	-20
	旅費交通費支出	65	0	-65
	研修研究費支出	148	0	-148
	事務消耗品費支出	107	0	-107
	修繕費支出	495	0	-495
	通信運搬費支出	204	0	-204
	広報費支出	134	0	-134
	業務委託費支出	5,860	0	-5,860
	手数料支出	431	0	-431
	賃借料支出	37	0	-37
	租税公課支出	25	0	-25
	保守料支出	2,554	0	-2,554
	諸会費支出	68	0	-68
	雑支出	520	0	-520
	支払利息支出	7	0	-7
	支払利息支出	7	0	-7
	事業活動支出計(2)	221,577	0	-221,577
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-15,893	0	15,893
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
	ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
	ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	729	0	-729
	自主事業積立資産取崩収入	549	0	-549
	事業研究積立資産取崩収入	180	0	-180
	その他の活動収入計(7)	729	0	-729
その他の活動による収支	支出			
	積立資産支出	862	0	-862
	退職給付引当資産支出	862	0	-862
	拠点区分間繰入金支出	11,574	0	-11,574
	拠点区分間繰入金支出	11,574	0	-11,574
その他の活動による収支	その他の活動支出計(8)	12,436	0	-12,436
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-11,707	0	11,707
	予備費支出(10)	0	0	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-27,866	0	27,866

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。

(単位: 千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
事業活動による収支	収入			
	障害福祉サービス等事業収入	190,203	0	-190,203
	障害児施設給付費収入	9,150	0	-9,150
	利用者負担金収入	459	0	-459
	診療所収入	27,955	0	-27,955
	その他の事業収入	152,639	0	-152,639
	その他の収入	50	0	-50
	雑収入	50	0	-50
	事業活動収入計(1)	190,253	0	-190,253
	支出			
	人件費支出	180,568	0	-180,568
	職員給料支出	99,245	0	-99,245
	職員賞与支出	34,458	0	-34,458
	非常勤職員給与支出	21,390	0	-21,390
	退職給付支出	1,024	0	-1,024
	法定福利費支出	24,451	0	-24,451
	事業費支出	31,126	0	-31,126
	給食費支出	1,849	0	-1,849
	医薬品費支出	321	0	-321
	診療・療養等材料費支出	995	0	-995
	保健衛生費支出	142	0	-142
	保育材料費支出	632	0	-632
	水道光熱費支出	7,962	0	-7,962
	保険料支出	293	0	-293
	賃借料支出	18,145	0	-18,145
	教育指導費支出	36	0	-36
	車輛費支出	20	0	-20
	報償費支出	701	0	-701
	雑支出	30	0	-30
	事務費支出	18,270	0	-18,270
	福利厚生費支出	853	0	-853
	職員被服費支出	50	0	-50
	旅費交通費支出	178	0	-178
	研修研究費支出	247	0	-247
	事務消耗品費支出	380	0	-380
	燃料費支出	1	0	-1
	修繕費支出	873	0	-873
	通信運搬費支出	742	0	-742
	広報費支出	134	0	-134
	業務委託費支出	9,840	0	-9,840
	手数料支出	504	0	-504
	賃借料支出	323	0	-323
	租税公課支出	42	0	-42
	保守料支出	3,530	0	-3,530
	諸会費支出	373	0	-373
	雑支出	200	0	-200
	支払利息支出	21	0	-21
	支払利息支出	21	0	-21
	事業活動支出計(2)	229,985	0	-229,985
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-39,732	0	39,732
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
	ファイナンス・リース債務の返済支出	987	0	-987
	ファイナンス・リース債務の返済支出	987	0	-987
	施設整備等支出計(5)	987	0	-987
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-987	0	987
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	491	0	-491
	自主事業積立資産取崩収入	311	0	-311
	事業研究積立資産取崩収入	180	0	-180
	その他の活動収入計(7)	491	0	-491
	支出			
	積立資産支出	1,918	0	-1,918
	退職給付引当資産支出	1,918	0	-1,918
	拠点区分間繰入金支出	12,437	0	-12,437
	拠点区分間繰入金支出	12,437	0	-12,437
	その他の活動支出計(8)	14,355	0	-14,355
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-13,864	0	13,864
予備費支出(10)		0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-54,583	0	54,583

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。

参考 令和6年度第1もず園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	41,528	0	-41,528
		障害児施設給付費収入	14,134	0	-14,134
		その他の事業収入	27,394	0	-27,394
		事業活動収入計(1)	41,528	0	-41,528
	支出	人件費支出	36,485	0	-36,485
		職員給料支出	23,601	0	-23,601
		職員賞与支出	7,731	0	-7,731
		退職給付支出	223	0	-223
		法定福利費支出	4,930	0	-4,930
		事業費支出	197	0	-197
		水道光熱費支出	140	0	-140
		保険料支出	28	0	-28
		車輛費支出	29	0	-29
		事務費支出	1,318	0	-1,318
		福利厚生費支出	123	0	-123
		旅費交通費支出	69	0	-69
		研修研究費支出	83	0	-83
		事務消耗品費支出	104	0	-104
		通信運搬費支出	217	0	-217
		業務委託費支出	130	0	-130
		手数料支出	146	0	-146
		賃借料支出	8	0	-8
		保守料支出	413	0	-413
		諸会費支出	25	0	-25
		支払利息支出	7	0	-7
		支払利息支出	7	0	-7
		事業活動支出計(2)	38,007	0	-38,007
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,521	0
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		施設整備等支出計(5)	266	0	-266
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-266	0	266
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	121	0	-121
		自主事業積立資産取崩収入	121	0	-121
		その他の活動収入計(7)	121	0	-121
	支出	積立資産支出	193	0	-193
		退職給付引当資産支出	193	0	-193
		拠点区分間繰入金支出	3,183	0	-3,183
		拠点区分間繰入金支出	3,183	0	-3,183
		その他の活動支出計(8)	3,376	0	-3,376
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-3,255	0	3,255
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。

(単位:千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	342,369	0	-342,369
		障害児施設給付費収入	188,083	0	-188,083
		利用者負担金収入	2,316	0	-2,316
		その他の事業収入	151,970	0	-151,970
		その他の収入	50	0	-50
		雑収入	50	0	-50
		事業活動収入計(1)	342,419	0	-342,419
	支出	人件費支出	278,980	0	-278,980
		職員給料支出	147,247	0	-147,247
		職員賞与支出	47,761	0	-47,761
		非常勤職員給与支出	43,636	0	-43,636
		退職給付支出	2,715	0	-2,715
		法定福利費支出	37,621	0	-37,621
		事業費支出	82,256	0	-82,256
		給食費支出	7,528	0	-7,528
		保健衛生費支出	108	0	-108
		保育材料費支出	1,881	0	-1,881
		水道光熱費支出	5,867	0	-5,867
		保険料支出	256	0	-256
		賃借料支出	66,314	0	-66,314
		教育指導費支出	37	0	-37
		車両費支出	72	0	-72
		雑支出	193	0	-193
		事務費支出	14,583	0	-14,583
		福利厚生費支出	1,510	0	-1,510
		職員被服費支出	40	0	-40
		旅費交通費支出	110	0	-110
		研修研究費支出	292	0	-292
		事務消耗品費支出	495	0	-495
		燃料費支出	5	0	-5
		修繕費支出	915	0	-915
		通信運搬費支出	661	0	-661
		広報費支出	134	0	-134
		業務委託費支出	5,510	0	-5,510
		手数料支出	889	0	-889
		賃借料支出	733	0	-733
		租税公課支出	35	0	-35
		保守料支出	2,979	0	-2,979
		諸会費支出	75	0	-75
		雑支出	200	0	-200
		支払利息支出	7	0	-7
		支払利息支出	7	0	-7
		事業活動支出計(2)	375,826	0	-375,826
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-33,407	0	33,407	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		ファイナンス・リース債務の返済支出	266	0	-266
		施設整備等支出計(5)	266	0	-266
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-266	0	266		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	822	0	-822
		自主事業積立資産取崩収入	642	0	-642
		事業研究積立資産取崩収入	180	0	-180
		その他の活動収入計(7)	822	0	-822
	支出	積立資産支出	717	0	-717
		退職給付引当資産支出	717	0	-717
		拠点区分間繰入金支出	20,828	0	-20,828
		拠点区分間繰入金支出	20,828	0	-20,828
その他の活動支出計(8)	21,545	0	-21,545		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-20,723	0	20,723		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-54,396	0	54,396		

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。

参考 令和6年度おおぞら拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減		
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	59,395	0	-59,395	
		その他の事業収入	59,395	0	-59,395	
		事業活動収入計(1)	59,395	0	-59,395	
	支出	人件費支出	41,516	0	-41,516	
		職員給料支出	20,254	0	-20,254	
		職員賞与支出	7,241	0	-7,241	
		非常勤職員給与支出	8,212	0	-8,212	
		退職給付支出	178	0	-178	
		法定福利費支出	5,631	0	-5,631	
		事業費支出	3,567	0	-3,567	
		水道光熱費支出	2,479	0	-2,479	
		保険料支出	596	0	-596	
		賃借料支出	238	0	-238	
		教育指導費支出	172	0	-172	
		車輛費支出	82	0	-82	
		事務費支出	11,426	0	-11,426	
		福利厚生費支出	147	0	-147	
		旅費交通費支出	151	0	-151	
		研修研究費支出	101	0	-101	
		事務消耗品費支出	893	0	-893	
		燃料費支出	9	0	-9	
		修繕費支出	4,008	0	-4,008	
		通信運搬費支出	427	0	-427	
		広報費支出	359	0	-359	
		業務委託費支出	2,637	0	-2,637	
		手数料支出	285	0	-285	
		賃借料支出	509	0	-509	
		租税公課支出	2	0	-2	
		保守料支出	1,718	0	-1,718	
		雑支出	180	0	-180	
		事業活動支出計(2)		56,509	0	-56,509
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		2,886	0	-2,886
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	242	0	-242	
		自主事業積立資産取崩収入	62	0	-62	
		事業研究積立資産取崩収入	180	0	-180	
		その他の活動収入計(7)	242	0	-242	
	支出	積立資産支出	104	0	-104	
		退職給付引当資産支出	104	0	-104	
		拠点区分間繰入金支出	3,024	0	-3,024	
		拠点区分間繰入金支出	3,024	0	-3,024	
		その他の活動支出計(8)	3,128	0	-3,128	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-2,886	0	2,886	
予備費支出(10)		0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0		

※上記サービス区分は、令和6年4月1日付廃止の為、前年度予算額のみを掲載しています。